

# 參考資料





## 計画の策定体制

### 松戸市子ども・子育て会議 (p168~p171)

本市では、市民、学識経験者、関係団体及び事業者から推薦を受けた者からなる「松戸市子ども・子育て会議」を設置し、第1期計画の進捗管理及び本計画の素案に対する意見の聴取を行いました。

### 松戸市子ども総合計画推進会議／ワーキンググループ会議 (p172~p174)

本計画を作成する庁内組織として、子ども部管理職による「松戸市子ども総合計画推進会議」を設置しました。また、「松戸市子ども総合計画推進会議」の各委員の推薦を受けた職員による「ワーキンググループ会議」を設置し、本計画の原案作成を進めるとともに、関係課へのヒアリングを実施しました。

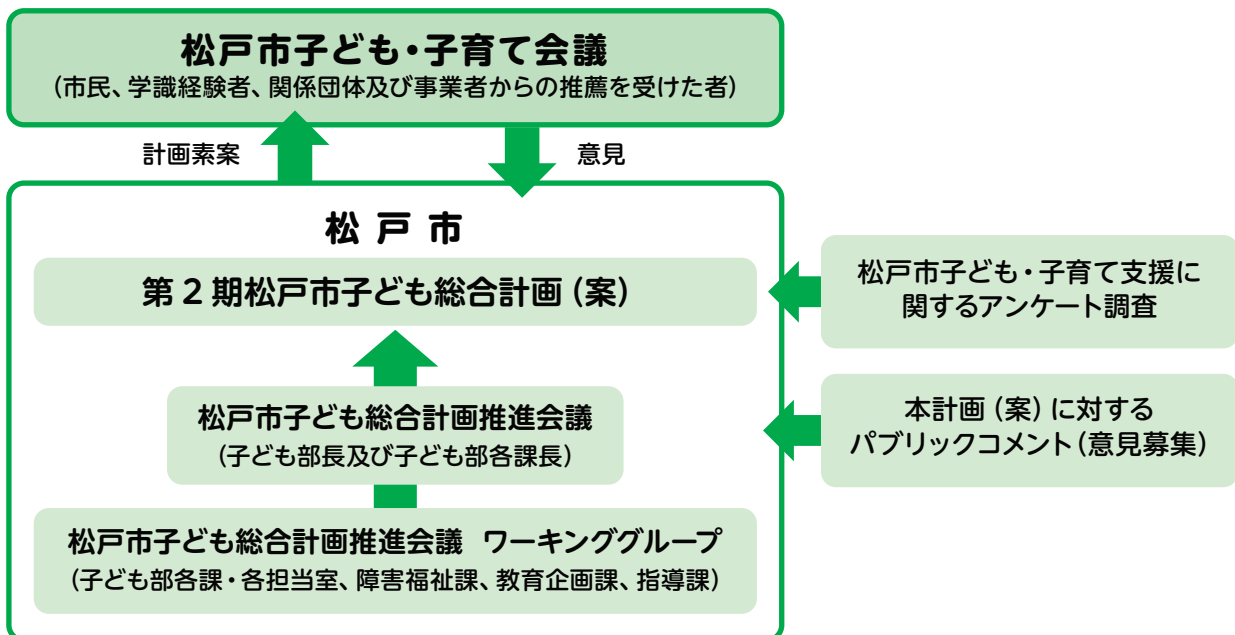
### 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (p175)

市民における特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育てに関する意見等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に、平成30年9月1日から平成30年10月9日まで、アンケート調査を実施しました。

### 本計画（案）に対するパブリック・コメント（意見募集）の実施 (p176)

本計画（案）について、令和2年1月7日から令和2年2月6日までパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

#### ■計画の策定体制



## 松戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、松戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 事業者の推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子ども・子育て会議委員	日額 8,500円
----------------	-----------



## 松戸市子ども・子育て会議委員名簿

本計画策定期間（平成30年度から2年間）における松戸市子ども・子育て会議の委員は次のとおりです。

●第3期委員 平成29年8月20日～令和元年8月19日

●第4期委員 令和元年8月20日～令和3年8月19日

分野	団体の名称等	氏名 (50音順)	備考
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	○ 阿部 眞美子	
公募市民		天田 由紀子	
関係団体	松戸市おやこDE広場ネットワーク	石田 尚美	
関係団体	NPO法人松戸市障害者団体連絡協議会	荻野 正美	
教育関係者	松戸市校長会	奥藤 真理	
関係団体	一般社団法人 松戸市医師会	小野 元子	(～令和元年8月)
		松本 眞輔	(令和元年8月～)
公募市民		粕谷 凜歩	(～令和元年8月)
		久川 洋子	(令和元年8月～)
関係団体	千葉県助産師会	加藤 睦	(～令和元年8月)
		石垣 洋子	(令和元年8月～)
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	神谷 明宏	
関係団体	公益社団法人 松戸歯科医師会	小松 世幸	
学識経験者	流通経済大学 法学部	◎ 坂野 喜隆	
公募市民		佐藤 慎一郎	
関係団体	公益財団法人 松戸市国際交流協会	鈴木 三津代	(～令和元年6月)
		千石 秀幸	(令和元年6月～)
関係団体	松戸市子ども会育成会連絡協議会	玉乃井 広絵	(～令和元年8月)
		坂 栄一	(令和元年8月～)
事業者	松戸市保育園協議会	知久 隆	
事業者	松戸市私立幼稚園連合会	寺田 美子	(～令和元年8月)
		山口 志津子	(令和元年8月～)
関係団体	松戸市PTA連絡協議会	奈賀 綾子	
事業者	松戸市放課後児童クラブ法人連絡会	百田 清美	
関係団体	松戸市母子寡婦福祉会	平井 典子	(～令和元年8月)
経済関係者	公益社団法人 松戸青年会議所	福田 三紀子	(～令和元年8月)
福祉関係者	松戸市立保育所	藤原 久恵	(～令和元年8月)
福祉関係者	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	文入 加代子	
福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会	松崎 律子	(～令和2年1月)
		安達 里季	(令和2年1月～)
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	松村 裕子	(～令和元年8月)
福祉関係者	児童養護施設 晴香園	宮下 宏幸	

◎：会長 ○：副会長

## 松戸市子ども・子育て会議 開催状況

本計画策定期間(平成30年度から2年間)における松戸市子ども・子育て会議の開催状況は次のとおりです。

開催日	議 事
平成30年度 第1回 平成30年8月3日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所入所(待機児童)の状況について</li> <li>2. 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について</li> <li>3. 子どもの居場所づくりについて</li> <li>4. 子どもたちをめぐる施策の方向性について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 幼児教育の無償化について</li> <li>② 子ども食堂について</li> <li>③ 児童虐待防止対策の取組みについて</li> </ol> </li> </ol>
平成30年度 第2回 平成30年11月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害福祉施策について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療的ケア児への支援について</li> <li>(2) ライフサポートファイルについて</li> </ol> </li> <li>2. 松戸市子ども・子育て支援に関するワークショップの開催</li> </ol>
平成30年度 第3回 平成31年3月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2回会議で開催したワークショップについて</li> <li>2. アンケート調査の結果について</li> <li>3. 松戸市子ども総合計画の進捗について</li> <li>4. 第2期松戸市子ども総合計画の骨子について</li> <li>5. 利用定員について</li> </ol>
令和元年度 第1回 令和元年5月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市からの情報提供</li> <li>2. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について</li> <li>3. 松戸市の子どもを取り巻く現状と課題について</li> <li>4. 施策の方向性について</li> </ol>
令和元年度 第2回 令和元年8月5日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 松戸市母子保健連絡協議会実施経過について</li> <li>2. 第2期松戸市子ども・子育て事業計画における量の見込みについて</li> <li>3. 第2期松戸市子ども総合計画の体系について</li> </ol>
令和元年度 第3回 令和元年11月8日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ライフサポートファイルの現状報告と周知</li> <li>2. 青少年プラザの設置について</li> <li>3. 第2期松戸市子ども総合計画の素案について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2期松戸市子ども総合計画における施策の体系及び重点施策について</li> <li>(2) 第2期松戸市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について</li> </ol> </li> </ol>
令和元年度 第4回 令和元年2月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育の利用定員について</li> <li>2. 公私連携型保育所について</li> <li>3. 第1期松戸市子ども総合計画の進捗について</li> <li>4. 第2期松戸市子ども総合計画(案)について</li> </ol>



## 子ども・子育て会議委員によるワークショップ

平成 30 年 11 月 26 日に開催された松戸市子ども子育て会議において、委員によるワークショップを実施しました。ワークショップは下記 2 つのセッションで構成し、各委員の意見を付箋紙に書き出して、委員同士の意見を見える化しながら、議論を行いました。

ワークショップの意見交換の様子 (模造紙)



意見交換で記された付箋紙や模造紙



### セッション1 妊娠・出産から未就学児とその家庭への支援について考える

#### ○子育ての情報発信

情報過多により正しい情報・適切な情報が届きにくい、松戸市の充実した子育て支援の取組みを、もっと発信する必要があるのではないかという意見が挙がりました。

#### ○父親の育児参加

父親の育児参加が大切であるという一方、就労環境の改善など国全体での取組みが必要であるとの意見が挙がりました。

#### ○地域での交流やつながり

地域において、子ども同士の異年齢交流、子どもと高齢者をはじめとした、さまざまな大人とつながる多世代交流の必要性についての意見が挙がりました。

#### ○外国籍の子ども・子育て世帯への対応

外国籍の子ども・子育て世帯の増加により、多言語化による情報発信の必要性や、多文化共生の意識を高めしていく必要があるとの意見が挙がりました。

### セッション2 小中高生とその家庭への支援について考える

#### ○スマートフォンの普及

SNS やスマートフォンの普及等により子どもの遊び方やコミュニケーションの取り方が変化し、実体験としての“遊び”に触れる機会が少ない子どもが増えているとの意見が挙がりました。その一方、インターネットやスマートフォンなど適切な利用を学べる場も検討する必要があるとの意見も挙がりました。

#### ○多様な子どもが集う場について

子どもが、親以外の大人と接する機会や気軽に相談ができる場所があることが重要との意見が挙がりました。また様々な年齢の子どもと地域住民、外国人など、多様な人とふれあうことによって、体験の機会が増えるとの意見が挙がりました。

#### ○中高生の放課後の居場所の確保について

部活動に参加していない中学生は、安心して過ごせる放課後の居場所が少ないのではないかとの意見が挙がりました。

#### ○子どもの意志による活動の場について

子どもが何かをしたいという思いから活動できる場がもっと必要との意見が挙がりました。またそういった活動やボランティア活動などを通じて、非認知的能力や自己肯定感が向上していくのではないかとの意見も挙がりました。





## 松戸市子ども総合計画推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにより、松戸市子ども総合計画（以下「計画」）に基づく施策を効果的かつ円滑に進め、適正に進捗管理を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定、見直し及び進捗管理に関すること。
- (2) 子ども部の施策の推進に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 子ども部長
- (2) 子ども政策課長、子育て支援課長、子どもわかもの課長、子ども家庭相談課長、幼児教育課長、保育課長
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(会長)

第4条 推進会議に、会長を置く。

- 2 会長は子ども部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議の事務を総括し、推進会議を代表する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の3分の1の出席がなければ開くことができない。

(計画担当)

第6条 推進会議は、第2条に係る所掌事務を取りまとめるため、計画担当を置く。

- 2 計画担当は、別表1に掲げる課の職員の中から所属長が選任する。
- 3 計画担当は、会長が必要と認める場合は、別表1に掲げる課以外に所属する職員も選任することができる。

(補助組織)

第7条 推進会議は、第2条に係る所掌事務について、調査研究を行うためにワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる課に所属する職員のうち、所属長の指名する職員で構成する。  
なお、第6条の計画担当は、ワーキンググループ構成員を兼ねるものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、ワーキンググループに構成課以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、必要に応じて、ワーキンググループに関連施策に精通する者をオブザーバーとして参加させることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。





■別表1 (第6条)

子ども政策課
子育て支援課
子どもわかもの課
子ども家庭相談課
幼児教育課
保育課

■別表2 (第7条)

子ども政策課
子ども政策課子どもの未来応援担当室
子育て支援課
子育て支援課児童給付担当室
子どもわかもの課
子ども家庭相談課
子ども家庭相談課母子保健担当室
幼児教育課
保育課
保育課保育運営担当室
保育課入所入園担当室

## 松戸市子ども総合計画推進会議 構成員

本計画策定期間（平成30年度から2年間）における松戸市子ども総合計画推進会議の会長、副会長及び構成員は次のとおりです。

	役 職	氏 名	備 考
会 長	子ども部長	町山 貴子	
副会長	総合政策部兼子ども部兼学校教育部	胡内 敦司	(平成30年度)
構成員	子ども政策課長	上野 真一	(平成30年度)
		板花 克	(平成31年度)
	子育て支援課長	秋庭 良一	
	子どもわかもの課長	藤谷 隆	
	子ども家庭相談課長	長谷川 明美	
	幼児教育課長	齊藤 啓子	(平成31年度)
保育課長	鈴木 伸一		



## 松戸市子ども総合計画推進会議ワーキンググループ 構成員

本計画策定期間（平成30年度から2年間）における松戸市子ども総合計画推進会議ワーキンググループのメンバーは次のとおりです。

	所 属	職制名	氏 名	備 考
構成員	子どもの未来応援担当室	主 査	錦戸 茂尚	(平成30年度)
	子育て支援課	主 幹	大場 慶育	(平成30年度)
		主任主事	野口 千沙都	(平成31年度)
	子育て支援課児童給付担当室	主 幹	矢作 章子	
	子どもわかもの課	主 事	石井 匠	(平成30年度)
		主 事	栗木 友歌	(平成31年度)
	子ども家庭相談課	主査保育士	後藤 繁樹	
	子ども家庭相談課母子保健担当室	保健師長	平林 節子	(平成30年度)
		保健師	松田 祭	(平成31年度)
	幼児教育課	専門監	中村 健二	(平成30年度)
		主 査	茅野 真貴子	(平成31年度)
	保育課	主査保育士	笠井 梨絵	(平成30年度)
		主 事	八木 すずか	(平成31年度)
	保育課入所入園担当室	主任主事	柳田 恵里	
保育課保育運営担当室	主任主事	磯野 智史		
教育企画課	主任主事	島村 仁美		
指導課	指導主事	成田 都百子	(平成30年度)	
	指導主事	竹ノ上 景子	(平成31年度)	
オブザーバー	子ども部	審議監	胡内 敦司	(平成30年度)
	子どもわかもの課	課 長	藤谷 隆	
事務局	子ども政策課	課長補佐	鈴木 知宏	
		主 査	東海林 理江	
		主任主事	中澤 直彦	(平成30年度)

※所属については、平成31年度時点の名称としています。



## 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施概要

### 調査目的

市民における特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育て支援に関する意見等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した調査です。

### 調査期間

平成30年9月1日～平成30年10月9日

### 調査概要

調査対象者、調査方法、配付数、回収結果については、下記のとおりです。

No	調査名	調査対象者	調査方法	配付数	有効回収票数*・ 有効回収率
1	就学前児童保護者	平成24年4月2日以降に生まれた就学前児童の保護者	平成30年9月1日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。	2,000	1,257 62.9%
2	小学生保護者	平成30年9月1日時点で小学1年生から小学6年生までの児童の保護者		1,000	656 65.6%
3	中学生保護者	市内中学校(対象校3校)の中学2年生の保護者	平成30年9月1日現在の対象者に対し、学校(生徒)を通じて、調査票を配付し、回収。	600	317 52.8%
4	小学5年生本人	市内小学校(対象校4校)の小学5年生	平成30年9月1日現在の対象児童・生徒に対し、学校を通じて、調査票を配付し、回収。	500	465 93.0%
5	中学2年生本人	市内中学校(対象校3校)の中学2年生		600	311 51.8%
6	高校2年生本人	市内高校(対象校1校)の高校2年生		400	345 86.3%
7	一般市民	平成30年9月1日現在で満18歳以上の松戸市民	平成30年9月1日現在の住民基本台帳から対象者を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。	1,000	542 54.2%
8	転出世帯 (就学前児童保護者)	平成25年4月1日以降に本市から柏市もしくは流山市に転出した就学前児童の保護者		300	155 51.7%

※有効回収票数とは、回収したうち、集計対象にできた回収票数のこと。



## 本計画（案）に対するパブリック・コメント（意見募集）の実施結果

本計画（案）のパブリックコメント（意見募集）を実施しました。実施結果は次のとおりです。

- 1 意見募集期間  
令和2年1月7日（火）から2月6日（木）まで
- 2 意見提出方法  
持参、郵送、FAX、Eメール、電子メール（意見提出専用フォーム）
- 3 資料の閲覧方法  
松戸市ホームページ、子ども政策課、行政資料センター、まつど市民活動サポートセンター、各支所及び図書館（本館・分館）
- 4 意見 提出者：5名  
件数：13件

### 【意見別内訳】

章	意見数
計画全体に対する意見（その他意見を含む）	2件
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 松戸市の子どもを取り巻く環境の変化	1件
第3章 計画の基本的な考え方	1件
第4章 施策の方向	9件
第5章 松戸市子ども・子育て支援事業計画	0件
第6章 計画の評価と推進体制	0件
合計	13件

### 【受付方法別内訳】

直接持参	郵送	FAX	Eメール	電子メール (意見提出専用フォーム)
1	0	0	0	4

### 【市内・市外の別】

市内	市外
5	0



# 用語解説

<b>あ行</b>
<b>おやこDE広場</b> 概ね0～3歳児を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。
<b>1号認定子ども（教育標準時間認定子ども）</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性がないと認定を受けた子どもをいいます。
<b>一時預かり事業</b> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。
<b>医療的ケア</b> 人工呼吸器や胃ろう等を使用している方へのたんの吸引や経管栄養等、医療的な生活援助行為をいいます。
<b>NPO法人</b> NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。
<b>M字カーブ</b> 女性が結婚・出産期に当たる年代に就業率が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものです。
<b>か行</b>
<b>核家族</b> 夫婦（父親または母親）とその未婚の子ども、もしくは夫婦のみから成る家族をいいます。
<b>確保方策</b> 量の見込みに対応するために設定する、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期のこと。施設及び事業をいつ、どのくらい供給するかを示します。

<b>基本的生活習慣</b> 生活習慣のうち、主に食事、排せつ、睡眠、着脱衣に関するものをいいます。
<b>キャリア教育</b> 子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけのこと。
<b>教育・保育施設</b> 幼稚園・保育所・認定こども園の総称です。
<b>教育・保育提供区域</b> 子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を示します。
<b>合計特殊出生率</b> 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。（たとえば、合計特殊出生率が1.5であれば、15～49歳の女性が生涯で1.5人の子どもを産む状況であります。）
<b>子育てコーディネーター</b> おやこDE広場や子育て支援センターで、子育ての悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援を行う者をいいます。
<b>子育て支援センター</b> 就学前児童を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保育園で実施しています。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。
<b>子育て短期支援事業</b> 保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業のことです。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

<p><b>子ども・子育て関連3法</b>                  子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援新制度について規定しています。</p>
<p><b>子ども・子育て支援新制度</b>                  平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援の充実などを図る制度で、平成27年度から本格的にスタートしています。</p>
<p><b>子ども・子育て支援法</b>                  急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして平成24年8月に制定された法律となります。</p>
<p><b>こども発達センター</b>                  就学前の子どもの発達に関する心配事を心理発達相談員等が相談に応じている施設です。</p>
<p><b>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b>                  要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業のことで、</p>
<p><b>コーホート要因法</b>                  ある期間の人口増減を自然要因（出生・死亡）と社会要因（転入・転出）に切り分けて、それぞれの変化が将来も続くものとして推計する手法をいいます。</p>
<p><b>コミュニティ</b>                  一定の地域において共同体意識を持って住む人々が形成する集団、地域社会のことで、</p>

<p><b>さ行</b></p>
<p><b>3号認定子ども（0～2歳・保育認定子ども）</b>                  満3歳未満の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子どもをいいます。</p>
<p><b>延長保育事業</b>                  保護者の就労形態等の事情により、通常時間を超えて子どもを預かる事業のことで、</p>
<p><b>次世代育成支援対策推進法</b>                  次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成15年7月に成立し、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法になります。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年（令和7年）3月31日まで10年間延長されました。</p>
<p><b>施設型給付</b>                  子ども・子育て関連3法に基づく、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付をいいます。</p>
<p><b>市町村子ども・子育て支援事業計画</b>                  子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期として市町村が策定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等の実施に関する計画のことで、</p>
<p><b>実費徴収に係る補足給付を行う事業</b>                  保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具等に要する費用等の一部及び施設等利用給付の保護者に対する給食副食費の一部を助成する事業のことで、</p>
<p><b>児童虐待</b>                  保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことです。</p>
<p><b>児童相談所</b>                  子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関です。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市や特別区等も設置することができます。</p>





<p><b>児童の権利に関する条約</b></p> <p>18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効となりました。日本は1994年に批准しました。</p>
<p><b>少子高齢化</b></p> <p>出生数が減少し子どもの割合が低下するとともに、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加することです。</p>
<p><b>生産年齢人口</b></p> <p>15歳から64歳までの人口です。</p>

<b>た行</b>
<p><b>待機児童</b></p> <p>保育の必要性があり、保育所等に入所の申請をしているにもかかわらず入所できない児童のことをいいます。</p>
<p><b>多様な主体の参入促進事業</b></p> <p>新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）及び障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業のことです。</p>
<p><b>地域型保育給付</b></p> <p>小規模な保育施設に対する財政措置です。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払います。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額になります。</p>
<p><b>地域型保育事業</b></p> <p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。松戸市では小規模保育事業のみを実施しています。</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業</b></p> <p>地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。</p>

<p><b>地域子ども・子育て支援事業</b></p> <p>子ども・子育て支援新制度において市町村が実施することとなる13事業の総称。地域子育て支援拠点、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。</p>
<p><b>地域周産期母子医療センター</b></p> <p>産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる、県により認定を受けた医療施設です。</p>
<p><b>特定教育・保育施設</b></p> <p>子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のことです。</p>
<p><b>特定地域型保育事業</b></p> <p>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のことです。</p>
<p><b>特定不妊治療</b></p> <p>医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精のことです。</p>

<b>な行</b>
<p><b>認可外保育施設</b></p> <p>保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設のことです。</p>
<p><b>2号認定子ども（3～5歳・保育認定子ども）</b></p> <p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子どもをいいます。</p>
<p><b>乳児家庭全戸訪問</b></p> <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のことです。</p>
<p><b>認可外保育施設</b></p> <p>認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。</p>



<p><b>認可保育所</b></p> <p>認可保育所は、法令などに定められた保育士の数や施設の面積などの基準を満たしていることについて、都道府県や政令市又は中核市から認可を受け、自治体の公費により運営されている施設です。</p>
<p><b>認定こども園</b></p> <p>教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。</p>
<p><b>妊婦健康診査事業</b></p> <p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業のことです。</p>
<p><b>年少人口</b></p> <p>0歳から14歳までの人口です。</p>

<p><b>は行</b></p>
<p><b>バリアフリー</b></p> <p>英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることです。</p>
<p><b>ひとり親家庭</b></p> <p>母子家庭及び父子家庭のことをいいます。</p>
<p><b>病児保育事業</b></p> <p>病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で集団保育や家庭での保育が困難な子どもに対して、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業のことです。</p>
<p><b>ファミリー・サポート・センター事業</b></p> <p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことです。</p>
<p><b>保育の必要性の認定</b></p> <p>保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定することです。</p>

<p><b>保育所保育指針</b></p> <p>厚生労働省が告示する保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものです。</p>
<p><b>放課後等デイサービス</b></p> <p>就学している障害のある子どもを通所させて、放課後や学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業のことです。</p>
<p><b>放課後KIDSルーム</b></p> <p>すべての子どもを対象として、放課後において学校の図書館などで、学習や様々な体験、文化活動等を行い、子どもたちの居場所を提供する取り組みです。</p>
<p><b>放課後児童健全育成事業</b></p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことです。</p>
<p><b>放課後子ども総合プラン</b></p> <p>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子供教室（松戸市での呼称「放課後KIDSルーム」）を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のことです。</p>

<p><b>ま行</b></p>
<p><b>松戸市子ども・子育て会議</b></p> <p>子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する「審議会その他合議制の機関」であり、「松戸市子ども・子育て会議条例」により設置しています。</p>
<p><b>民生委員・児童委員</b></p> <p>民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。</p>



や行

**幼稚園の預かり保育**

幼稚園において通常の教育時間の前後や休業日などに在園児の希望者を対象に行う教育活動のことです。

**幼稚園教育要領**

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準です。

**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたものです。

**養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業のことです。

ら行

**利用支援コンシェルジュ**

子育てに関する情報を、保護者等に分かりやすく案内し、適切なサービスの利用に結び付ける役割の者をさします。市役所内に配置しています。

**利用者支援事業**

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことです。

**量の見込み**

各市町村における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算定した見込み量（需要量）のこと。

わ行

**ワークショップ**

課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決を進める手法をいいます。



## 松戸市子ども・子育て会議委員からのメッセージ

次世代も松戸市で子育てをしたいと思えるような「子育てに優しい街づくり」に努めていきたい。

すべての子どもたちが地域の中で、あたりまえに助け、助けられながら暮らしている普通のまちを創りたい。

大人の役割りは、子どもの自立を支えること。いつも「子離れ」を念頭において、今の子育てを楽しんでください。

だれもが、自分の生き方に自信と肯定感をもって暮らせる松戸市にしていきたいと思っています。

大切な松戸の子ども達。その大切なお父さん、お母さん、お友達を応援するあたたかい眼差しはたくさんあります。

松戸の未来を創るのは君だ！子どもだって自分の将来を考える権利がある。君の声を聴くおとながここにいる。

子どもも親も支援者も、みんなが自分らしく輝ける地域であり続けられることを願っています。

私たちおとなは、「子どもが幸福な街・松戸市」のため努力していることを伝えましょう。



松戸の子どもたちが自分らしくいきいきと過ごせるように私たち大人はサポートし応援します。

健診や予防接種を利用し、事故予防や早期発見・早期治療などの健康づくりの普及に努めたい。

今できることを色々な場所でたくさんの人とたくさん経験を積み重ねましょう。

親をはじめ、周りの人々に感謝できる人間へ成長のための「書」として、子育ての一助にお役立ていただければ幸いです。

みんなが笑顔で毎日を過ごせるように“愛”であふれる世の中になるように努めたい。

子供時代に思い描いた夢は未来の自分に繋がっていく。家族愛が成長への原動力。そして心の基地はお母さん。

子どもはもちろんのこと、親も子どもと一緒に豊かに育っていける…そんな松戸市に！

皆さんは、松戸の財宝です。一人として、いない人はいません。健康で健やかに、今を楽しんでください。

安心安全な松戸市にしていきたい。悩み事があったらひとりで考えず聞いてごらん。ヒントが見つかるかも。

子ども達の未来のために「地域や学校・行政」と連携し、一つに繋がるとような仕組みや組織を創出したい。

自分のことも他の人のことも共に大切にできる「人」に育って欲しいです。





## 第2期松戸市子ども総合計画

発行日 : 令和2年3月  
編集・発行 : 松戸市 子ども部 子ども政策課  
〒271-8588  
千葉県松戸市根本387番地の5  
TEL 047-704-4007 FAX 047-365-1009  
URL <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>







第2期松戸市子ども総合計画

